平成２９年（フ）第９８８号
堺市堺区宿院町東３丁１番３―504号、前住所堺市堺区大町東４丁２番24―305号
債務者　南　三重子（旧姓湯淺）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９９６号
堺市東区日置荘原寺町44番地７
債務者　菅　孝次
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０４５号
大阪府羽曳野市高鷲７丁目２番９号
債務者　赤木　美鈴
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０５６号
堺市西区鳳南町５丁602番地　ヴィラージュ長承寺504号
債務者　大角　夏洋
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０６６号
堺市西区浜寺諏訪森町西４丁306番地７
債務者　渡邊享子こと　渡邊　春美
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０８８号
大阪府河内長野市清見台２丁目５番16号
債務者　寶子　典秀
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０８９号
大阪府河内長野市清見台２丁目５番16号
債務者　寶子理惠子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１０４号
堺市中区東山721番地９　グランディール東山102号、前住所大阪府大東市太子田１丁目２番15号
債務者　柴田　美希（旧姓田川）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１０８号
大阪府柏原市法善寺４丁目450番地の１　ユーフリー法善寺　301号
債務者　吉村かおり
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１１０号
堺市南区原山台１丁２番３―108号
債務者　山家　妙子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１３４号
堺市中区福田603番地　11―306号、前住所大阪府貝塚市三ツ松2722番地（34棟501号）
債務者　萩本さゆり（旧姓小久江）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１５５号
堺市中区八田北町10番地31　22棟306号
債務者　上林　勇太
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１６６号
堺市南区晴美台３丁14番７―109号
債務者　久木田公美（旧姓尾﨑・田嶌）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１７０号
堺市東区日置荘西町７丁20番47―202号
債務者　樋口　正男
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２６９号
和歌山県橋本市向副212番地の１　ベルコリーヌⅠ　102号
債務者　中西　恭子（旧姓四位）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３０１号
和歌山市毛見366－３　ヴィラ・アンジュ101、住民票上の住所大阪府阪南市箱作446番地の５
債務者　奥　裕介
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３０７号
和歌山県岩出市吉田392番地の８（７－２－204号）
債務者　武井　有美（旧姓武市）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係